

中小企業あきた

1 平成23年度 東北・北海道中小企業団体中央会 連絡協議会会長会議及び事務局代表者会議を開催	1
2 東北で3番目！「あきたレディース中央会」を設立!!	3
3 創業塾を開催します!「受講生募集中」	4
○中小企業組合等支援施策情報	5
○組合相談コーナー	6
○景況レポート6月分	7
○話題の広場	
中央会事業より	13
アラカルト／インフォメーション	14
支援団体活動レポート	15
組合ティールーム	18



TOPICS 1

トピックス SPECIAL FEATURES

平成23年度 東北・北海道中小企業団体中央会 連絡協議会会長会議及び事務局代表者会議を開催



【会長会議の様子】

7月14日(木)、平成23年度東北・北海道中小企業団体中央会連絡協議会会長会議及び事務局代表者会議を秋田市の秋田キャッスルホテルにおいて開催しました。

開催にあたり開催県である本会塩田会長より、「東日本大震災の被害は直接・間接的を問わず東北地方へ甚大な被害をもたらしている。こうした中で、我々中小企業組合や中小企業、中央会が、何が出来るかを考え、形にしていかなければならない。被災県である福島県、宮城県、岩手県の復旧・復興はもちろんであるが、太平洋側と日本海側の横軸の物流網の構築が重要であり、東北全体のバランスのとれた復興政策が望まれる。」との挨拶がありました。



【挨拶をする塩田会長】

続いて、協議会の幹事県である宮城県中小企業団体中央会後藤久幸会長、並びに新たに全国中小企業団体中央会副会長に選任された福島県中小企業団体中央会新澤昌英会長の挨拶の後、議案の審議に入った。始めに、全国中小企業団体中央会眞鍋隆専務理事より中小企業問題等についての情勢報告の後、中小企業を巡る状況について活発な意見交換が行われ、東日本大震災と中央会における中小企業復興支援の方向等についての協議が行われました。

また、事務局代表者会議では、第63回全国中小企業団体全国大会提出議案等について協議が行われ、今回は特に、東日本大震災復旧・復興支援策の早期実現と拡充を重点事項(※一部を次頁に記載)とした32項目を含め、延べ173項目について決議されました。

本会議で可決決定された要望事項は、今後、全国中央会で開催される専門委員会などの審議を経て、11月17日(木)に開催される第63回全国中小企業団体全国大会愛知県大会へ上程されることになっています。

会議終了後には、中野節秋田県副知事、佐々木定男秋田県産業労働部次長、辻憲一株式会社商工組合中央金庫秋田支店長をはじめ多数の来賓を迎え懇親会が行われ、中野秋田県副知事は祝辞の中で「東日本大震災により東北地方は、経済・産業を始めとしたあらゆる分野で大きな打撃を受けている。そうした中で、本県ができることは、何でもやるという意識のもと支援に取り組んでいる。東北・北海道からお越し頂いた皆様からは、多方面からご意見・ご提案を頂きたい。」と話されました。その後、辻支店長の乾杯のご発声で開宴し、和やかなムードの中、終了しました。



【祝辞：中野秋田県副知事】

○東日本大震災復旧・復興支援策の早期実現と拡充についての重点要望事項要旨 (一部抜粋)

3月11日に発生した東日本大震災は、東日本の太平洋沿岸を中心に広範囲かつ未曾有の被害をもたらし、多くの中小企業者とその関係者の事業基盤のみならず、生活基盤をも破壊した。また、震災により発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故では炉心溶融が発生し、多量の放射性物質が外部環境に放出され、世界的にも最大規模の原子力事故となった。放射能汚染は周辺地域のみならず、直接・間接的に東北地方全体において様々な影響を及ぼしている。今後、国は、復旧・復興支援のための補正予算を順次編成し、被災地の地域経済と地域雇用を支える中小企業の一日も早い再建に向けて、次の措置を行うこと。

- (1)被災した中小企業と組合等の施設が早期に復旧されるよう万全の措置を講じること。そのためにも、潤沢な震災対策予算を編成し、遺漏なきよう努めること。特に、復旧・復興への取り組みは時間がかかることから、単年度で区切ることなく中長期の観点に立ち対策を講ずること。
- (2)東日本大震災は、地域産業活動にも大きな打撃を与えている。このまま時間が経過すると、廃業、倒産、県外移転が続出し、失業者の増加は避けられない。被災地域の産業活動が活発化し、地域の底力を発揮できるよう、「復興特区」を創設するなど、関係法規制の弾力的な運用、手続きの迅速化を図ること。
- (3)今後、復興計画を策定するに当たっては、様々な産業リスク回避の意味からも、これまでの一極集中的な産業立地を見直し、連携協調が可能な形での東北全域への分散立地を促進すること。
併せて、日本海側も含めた東北地方における港湾の整備促進や、高速道路の未開通区間の早期解消等、遅れている交通インフラ整備を積極的に推進すること。
- (4)東日本大震災や東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響で、国を挙げて抜本的な節電対策が求められている。企業の生産活動や社会生活にとって電力の安定供給は必要不可欠であることから、今後、①火力発電所の早期復旧、再生可能なエネルギーの普及推進を図り、電力を安定供給する、②中小企業が省エネ設備や新エネルギー(代替エネルギー)利用設備を導入して節電対策に取り組む場合には、その導入に係る経費に対する補助率の引上げ等、支援策の強化・拡充を図る等、措置を講ずること。
- (5)東京電力福島第一原子力発電所の事故による放射能汚染を敬遠する買い控え等の拡大に関し、国は正確な情報を国内外にきめ細かく発信し続け、風評被害等がこれ以上拡がることのないよう安全性の担保を図ること。また、原発事故の直接被害のみならず、間接被害に対しても早期に十分な賠償・補償を行うこと。
- (6)被災した企業が震災前の債務に加え、復旧のために債務を抱える「二重ローン」問題は、被災中小企業者にとって事業再開に向けて大きな足かせとなっている。そこで、その支援策として、中小企業再生ファンドを設立して既存債権を簿価で買い上げるなど、数多くの中小企業が活用できるよう、大胆で思い切った対策を速やかに講ずること。